

(証券コード2812)
平成19年6月13日

株主各位

静岡県焼津市小川新町5丁目8番13号

焼津水産化学工業株式会社

取締役社長 坂井和男

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら別冊の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日(水曜日)午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 静岡県焼津市三ヶ名1550番地
焼津市文化センター1階 小ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 役員賞与支給の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策導入の件
- 第5号議案 取締役9名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第8号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.yskf.jp/yskf_05/yskf_05_02.html)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過および成果

当事業年度の日本経済は、好調な輸出、堅調な企業収益の改善に支えられ設備投資が増加し、緩やかな拡大を持続する一方、雇用環境の改善傾向は継続しているものの、個人消費は伸び悩みを呈しています。

食品業界においては、ポジティブリスト制度（農薬の残留を原則禁止し、残留を認める農薬およびその基準を定める制度）の導入など“食の安全・安心”への取り組みにおいて、品質管理を一段と強化する必要に迫られました。また、健康意識の高まりや高齢化への対応がますます重視される傾向がある中で、より高品質な健康機能を有する商品が多く上市され、差別化を進める動きが活発化しています。

このような中で、当社グループは「3ヵ年中期計画」の最終年度にあたり、重点施策の5項目を下記の通りほぼ計画通り推進することができました。

a. 新たな海外事業への挑戦

平成16年10月、中国・大連市に100%出資の子会社「大連味思開生物技術有限公司」を設立し、建物の建設や設備の導入を終え、当社グループへの原材料供給が本格化するとともに、広大な中国市場を対象にした調味料の製造・販売を具現化しました。

b. 末端製品の製造・販売

平成16年10月、通信販売等を目的とした100%出資の子会社「UMI ウェルネス株式会社」を設立、第1弾商品の「N-アセチルグルコサミン」、第2弾商品として「健康美飲料」の販売を開始し、売上高は当初計画を上回り、順調に推移しております。

また、平成17年11月、当社グループで初めての店頭小売商品の企画・販売を目的に100%出資の子会社「株式会社ソルケア」を設立し、昨年3月下旬から新しいタイプの低塩醤油加工品の「おいしい低塩GABAしょうゆ」、昨年8月下旬からは「おいしい低塩GABAつゆ」の量販店への販売を開始しました。

c. 調味料事業の活性化

調味料事業は、業界全体で苦戦を余儀なくされていますが、味の追求に加え、機能性を付加した新製品の開発・上市により、新たな市場開拓が期待されることから、これらの新製品を戦略商品として販売に注力しております。

d. 医療栄養食分野の充実

医療栄養食分野は、フル稼働が続いていましたが、平成17年11月の大東第3工場設備増強により、取引先のニーズに十分応えられる体制が構築されました。しかし、減価償却費の増加等により採算面ではまだ厳しい状況であり、今後も継続して安全性とコストダウンなどに注力し、収益拡大を図ってまいります。

e. 品質の更なる向上

当社グループは平成17年5月、榛原工場内に「品質管理センター」を建設し、分散していた品質管理部門を集約しました。これにより一層統一された品質管理が実現し、より高品質で安定した製品が提供可能となりました。

今後とも食品業界に課せられた諸規制に対応し、一層の品質向上を目指してまいります。

このほか、平成17年8月に設立した100%出資の子会社「マルミフーズ株式会社」は、水産物事業として冷凍マグロ、カツオの加工、鰹タタキなどを製造しておりますが、取扱い魚種の魚価変動が激しい中、当社グループの水産物を扱う基幹企業として、体制を整えて業績の安定化を目指します。

以上の結果、当社グループの当期売上高は185億71百万円（前年同期比18億77百万円、11.2%増加）となりました。

収益は、材料費の上昇を販売価格に転嫁させることが難しいことや、売上構成が変化して売上増加品目が低収益部門にかたよったことなどにより、営業利益8億87百万円（前年同期比1億74百万円、16.4%減少）、経常利益10億98百万円（同1億36百万円、11.1%減少）という結果となりました。

当期純利益は、前事業年度における減損損失の特別損失が当事業年度には計上されなかったことにより、4億83百万円（前年同期比39百万円、8.9%増加）となりました。

当事業年度のセグメント別の売上高は以下の通りです。

「調味料事業」は、液体調味料が減少したものの、粉体調味料の売上が増加したため、売上高は101億67百万円（前年同期比3億61百万円、3.7%増加）となりました。

「機能食品事業」は、医療栄養食（レトルト）の売上増加が貢献し、売上高は50億27百万円（同3億79百万円、8.2%増加）となりました。

「水産物事業」は、前事業年度（平成17年8月）にマルミフーズ株式会社を新設したため、半期のみ決算でしたが、当事業年度は通期決算となり、売上高は24億17百万円（同12億60百万円、108.8%増加）となりました。

「その他事業」は、小袋充填品の売上が伸びず新製品もなかったことにより、売上高は9億58百万円（同1億23百万円、11.4%減少）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に要した設備投資の総額は、1億38百万円であり、そのうち主なものは、省力化のための設備投資および老朽化設備の更新であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の設備投資に要した資金はすべて自己資金を充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第45期 平成15年度	第46期 平成16年度	第47期 平成17年度	第48期 平成18年度
売 上 高(百万円)	14,714	15,204	16,694	18,571
経 常 利 益(百万円)	1,345	1,529	1,235	1,098
当 期 純 利 益(百万円)	801	917	443	483
1株当たり当期純利益	55円16銭	63円39銭	29円93銭	34円39銭
総 資 産(百万円)	18,794	20,364	21,634	22,160
純 資 産(百万円)	15,592	16,343	16,860	16,979
1株当たり純資産額	1,109円46銭	1,162円93銭	1,199円78銭	1,208円31銭

(注) 第48期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
オーケー食品株式会社	50百万円	100%	香辛料・顆粒調味料の製造
マルミフーズ株式会社	75百万円	100%	水産物の加工・製造

(4) 対処すべき課題

当社グループは「天然素材の持つ無限の可能性を追求し、“おいしさと健康”を通して豊かな生活に貢献します」を企業理念に掲げ、企業価値の向上を目指しています。本年は、平成19年4月に発表いたしました当社グループ中期計画「Harvest（収穫）Plan」の初年度にあたります。当計画の重点課題は以下の通りですが、各課題についても環境変化に応じて見直し、平成22年までの3カ年の目標達成に向けて取り組む所存です。

① 増益体質の確立

製品品目・各カテゴリー毎の開発・販売戦略を推進し、既存高利益製品の拡販、低採算製品のコストダウンまたは利益率向上等による安定的収益基盤を確立するとともに、無駄の排除による経営資源の効率活用を図ります。

② 優位性の創造と確立

他社より優れた「モノづくり」と技術の有効活用および他社より一歩先んじた行動によって、新製品の開発と未開拓・成長マーケット分野の創造に注力し、業界において確固たる地位の確立を目指します。

③ 組織力の強化と連携

情報の共有化を促進し、営業・開発・生産部門の連携とグループ全体の結束により、経営環境の変化への対応力を強化し、バックアップ体制の充実により新規分野への挑戦を大胆に推進します。

④ 社会・顧客への対応

品質クレームの削減と顧客対応の充実はもとより、法令対応、コンプライアンス体制、リスク管理の強化および情報の適時発信により、適法・適正な経営の維持を図ります。

⑤ 人材育成の強化

当社グループにおける基本的価値観と一体感を高揚させるため、企業理念や行動指針の浸透を図り、人事評価制度の見直しと人材教育の充実により、各部門・各職位の使命感と責任感を醸成させ、社員の意識・行動改革（人づくり）を推進します。

当社を取り巻く環境は、厳しい状況ではありますが、一層「食の安全・安心」に徹し、危機管理など経営基盤をより充実させる所存です。株主の皆様におかれましては、更なるご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループは、次の製品の製造販売ならびに関連商品の販売を行っております。

区 分	内 容	主な使用用途
調 味 料	エキス、スープ	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スープ類（ラーメン、うどん、そば用つゆ、だしの素他） ・ハム、ソーセージ、練製品 ・冷凍食品の味付、食品のかくし味 ・培地 ・醤油
	シーズニングオイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ラーメンスープの別添オイル、中華食材 ・スナック食品
	各種粉末 （乾燥粉末調味料）	<ul style="list-style-type: none"> ・和風スープ、即席味噌汁、スナック食品他
	風味調味料	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スープ類、ハム、ソーセージ類（マスキング剤、スパイスシーズニング他） ・調理冷凍食品類 ・スナック菓子類（コーン、米菓）
	各種パウダー （エキスパウダー）	<ul style="list-style-type: none"> ・各種粉末スープ類（ラーメン、うどん、そば用つゆ、だしの素他） ・シーズニング原料、果汁パウダー類 ・食品のかくし味、スナック食品、トッピング剤、粉末醤油
	乾燥調味食品	<ul style="list-style-type: none"> ・ふりかけ、お茶漬用具材 ・インスタントラーメン用具材
	機能食品	機能性素材製品
水 産 物	水産物加工品	<ul style="list-style-type: none"> ・刺身用冷凍鰹、冷凍鮪 ・冷凍鰹タタキ、冷凍鮪タタキ
	水産物仲買 冷凍冷蔵倉庫事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮魚仲買（冷凍鰹・冷凍鮪他） ・冷凍鰹、冷凍鮪保管 ・加工製品保管
そ の 他	各種香辛料 各種個包装品	<ul style="list-style-type: none"> ・わさび、にんにく、辛子、生姜他 ・トロロ、小袋詰スープ類

(6) 主要な営業所および工場（平成19年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	静岡県焼津市
静 岡 本 部	静岡県静岡市駿河区
榛 原 工 場	静岡県牧之原市
焼 津 ・ 団 地 工 場	静岡県焼津市
大 東 工 場	静岡県掛川市
東 京 営 業 所	東京都中央区
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市淀川区
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中千種区
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市博多区

(注) 福岡営業所は平成19年4月2日より「九州営業所」に改称しました。

② 子会社

名 称	所 在 地
オーケー食品株式会社	静岡県静岡市駿河区
マルミフーズ株式会社	静岡県静岡市駿河区

(7) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
301 (99) 名	△6 (△30) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
233 (65) 名	△5 (△6) 名	36.2歳	11.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 静 岡 銀 行	390百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	210百万円
農 林 中 央 金 庫	120百万円
協同組合 焼津水産加工センター	57百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成19年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 24,600,000株
- ② 発行済株式の総数 14,056,198株（自己株式3,640株を含む）
- ③ 株主数 9,933名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主
該当事項はありません。

なお、主な株主(上位10名)の状況は次の通りであります。

株主名	持株数(株)	出資比率(%)
宝ホールディングス株式会社	1,017,208	7.24
日本油脂株式会社	902,807	6.42
株式会社静岡銀行	678,493	4.83
鈴木 ミツエ	530,082	3.77
株式会社りそな銀行	478,617	3.41
日興シティ信託銀行株式会社	360,600	2.57
松本 圭一郎	323,463	2.3
焼津信用金庫	321,371	2.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	298,100	2.12
明王物産株式会社	232,000	1.65

(2) 新株予約権等の状況（平成19年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	坂 井 和 男	開発本部長
代表取締役専務取締役 常務取締役	高 橋 誠 一 山 本 和 広	生産本部長 経営統括本部長兼UMI ウェルネス 株式会社監査役兼株式会社ソルケア 監査役
常務取締役	酒 井 尚 吾	営業本部長
取締役相談役	松 本 圭 一 郎	
取締 役	高 橋 英 之	営業本部海外営業部長兼大連味思開 生物技術有限公司 董事長
取締 役	伊 藤 正 次	生産本部 特務担当
取締 役	萩 原 論	経営統括本部総務・人事部長
取締 役	齋 藤 滋	生産本部製造部長兼オーケー食品株 式会社代表取締役社長
常勤監査役	石 黒 厚 士	
監 査 役	加 藤 啓 介	有限会社シオメテクノプラン代表取 締役社長
監 査 役	田 中 浩	マルミフーズ株式会社監査役
監 査 役	澤 本 猪 三 雄	

- (注) 1. 監査役加藤啓介氏、田中 浩氏および澤本猪三雄氏は、社外監査役であります。
2. 当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下の通りであります。
- ・常務取締役山本和広氏は、当社100%出資子会社UMI ウェルネス株式会社ならびに株式会社ソルケアの監査役を兼務しております。
 - ・取締役高橋英之氏は、当社100%出資子会社大連味思開生物技術有限公司の董事長を兼務しております。
 - ・取締役齋藤 滋氏は、当社の連結子会社オーケー食品株式会社代表取締役社長を兼務しております。
 - ・社外監査役加藤啓介氏は、有限会社シオメテクノプラン代表取締役社長を兼務しております。
 - ・社外監査役田中 浩氏は、当社の連結子会社マルミフーズ株式会社の監査役を兼務しております。
3. 常勤監査役石黒厚士氏および社外監査役田中 浩氏ならびに社外監査役澤本猪三雄氏は、以下の通り財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役石黒厚士氏は、当社において昭和62年6月から平成9年6月まで総務・経理所管役員として在籍しておりました。
 - ・社外監査役田中 浩氏は、焼津信用金庫において複数店の支店長および本店営業部長を経験しておりました。

- ・社外監査役澤本猪三雄氏は、株式会社静岡銀行において複数店の支店長および検査部長を、また平成6年6月から平成18年6月まで元旦ビューティー工業株式会社の役員として管理部門を所管しておりました。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	9名	146百万円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3)名	28百万円 (15)百万円
合計	13名	174百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成7年6月29日開催の第36期定時株主総会において月額1,600万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月28日開催の第42期定時株主総会において月額240万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において付議いたします役員賞与
 取締役 9名 2,090万円
 監査役 4名 340万円 (うち社外監査役 3名 240万円)
 - ・平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において付議いたします退任予定の役員に対する役員退職慰労金のうち、当事業年度に相当する引当金額
 取締役 3名 807万円

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)および当社と当該他の会社との関係
- ・監査役加藤啓介氏は、有限会社シオメテクノプランの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は有限会社シオメテクノプランとの間に特許権使用等の取引関係があります。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（10回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役加藤啓介	10回	100%	6回	100%
監査役田中浩	10回	100%	6回	100%
監査役澤本猪三雄	7回	87.5%	4回	100%

b. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・ 監査役 加藤啓介氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
- ・ 監査役 田中 浩氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
- ・ 監査役 澤本猪三雄氏は、平成18年6月27日開催の第47期定時株主総会にて就任以来、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

芙蓉監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社の連結子会社2社につきましても芙蓉監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ① 当社グループ全体に係る「企業倫理規範」を制定し、代表取締役社長が率先垂範するとともに、繰り返しその精神を役職員・使用人に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ② 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、その結果を取締役に報告しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制に係る規程の改廃を決議し、構築されたコンプライアンス体制は、経営統括本部が事務局となって運営・管理しております。
- ③ 当社グループの取締役および使用人が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかにコンプライアンス事務局に報告することを可能とするヘルプラインを設けております。相談・通報を受けたコンプライアンス事務局はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、グループ全体に再発防止策を実施しております。
- ④ 法令・定款違反行為が発覚した場合は、規程に基づきコンプライアンス事務局は速やかに社内外への対応を実施し、当該取締役・使用人に対する具体的な処分については、取締役会または担当部署にて決定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することが可能になっております。
- ② 保存した情報を管理するために、監査役の承認を得て「情報管理規程」を制定しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 法令に係るリスクについては、コンプライアンス体制に関する諸規程に基づいて、コンプライアンス委員会、コンプライアンス事務局による運営にて管理しております。
- ② 品質に係るリスクについては、「クレーム処理規程」に基づいて品質不良に対する再発防止策の実施等により管理を行うとともに、ISO 9001の継続による品質管理システムの向上を図っております。
- ③ 災害に係るリスクについては、「緊急対応マニュアル」および「地震対策マニュアル」を制定し、経営統括本部を全社横断的な統括責任部署としております。
- ④ 情報セキュリティに係るリスクについては、「情報管理規程」「パソコン使用規程」を制定して、人的、技術的、物理的対策を整備するとともに、経営統括本部が全社横断的な統括管理を行っております。なお、個人情報安全管理委員会をコンプライアンス委員会のサブ組織として設け、「個人情報保護規程」等の規程類に基づいて、管理・運営しております。
- ⑤ その他のリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対処しております。これらの総括的運用を独立した組織にて実行するため、「リスク管理委員会」を設置するとともに、「リスク管理規程」を制定しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 「職務権限規程」を整備し、会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な業務遂行を確保しております。
- ② 取締役を構成員とする経営会議を設置し、月次業績のレビューと改善策の実施などを審議し、迅速に推進しております。
- ③ 取締役会による中期計画の承認、中期計画に基づく年次、事業部門毎の業務計画と予算の設定に基づき、取締役会にて3ヵ月毎に計画の進捗報告を実施しております。

- ④ I R 担当取締役を設け、適切な適時情報開示と I R 説明会の推進により、適正な会社情報の公表により社内外への理解を得ることを徹底しております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社およびグループ会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受けております。

これらの運用を明文化するために、「子会社管理規程」を制定しております。なお、法令遵守については、グループ全体のコンプライアンス体制にて管理しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、同第2号）

- ① 現在、監査役会の職務を補助すべき使用人は設けておりませんが、内部監査室との適切な連携によって、実効的な監査役監査を補完できるものと考えております。
- ② 監査役は、特定の業務における監査において、代表取締役社長および当該業務の所管取締役の承認を得て、内部監査室または当該部署の職員を指名するとともに、合理的な範囲で監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関しては代表取締役社長および当該部署の所管取締役等の指示命令に優先することを徹底しております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

- ① 取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事案が生じた場合は、速やかに監査役に報告することを徹底しております。
- ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ① 監査役と代表取締役社長および各取締役は、必要に応じ、会社が対処すべき課題、会社をとりまくリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換しております。
- ② 監査役は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わり、内部監査室は、内部監査結果の報告等、監査役との連携に努めております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績に裏づけられた安定配当を行うことを経営の重要課題と認識し、当面の配当性向の目標を30%に置き、企業体質の強化と企業発展のための利益確保に備えて、内部留保の充実にも配慮することを基本方針としております。

なお、内部留保につきましては、設備投資、研究開発および新規事業投資などの事業基盤の強化のため、有効的に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき9円とさせていただきます。すでに、平成18年12月5日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせて、年間配当金は1株当たり19円（配当性向55.3%）となります。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社およびその子会社・関連会社（以下「当社グループ」といいます。）は、「天然素材の持つ無限の可能性を追求し、“おいしさと健康”を通して豊かな生活に貢献します」を当社グループ企業理念とし、研究開発を主体とした企業活動を進めております。

このような企業理念のもと、当社グループは調味料事業を柱とし、機能食品、水産物およびその他の食品の製造・販売業務により、多角的且つ広範囲な事業展開を行っております。

当社グループの各事業はいずれも、創業以来食品メーカーやそのお客様とともに成長・進化してきた各事業に関わる経験や専門知識を有する人材、当社グループが築き上げた信頼とそれに基づく取引先など様々なステークホルダーとの密接な関係、および事業の基盤となる経営資源により成立しております。これらの経営資源は、永年にわたり当社グループが培ったノウハウおよびブランドイメージが相互に機能することにより、更なる価値を生み出し続けています。

他方で、昨今、新しい法制度の整備や経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社グループの持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となりました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、大規模な当社株式の買付行為を行う者等が現れることを想定しておく必要があるものと考えます。

当社は、当社株主の在り方に関し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、以下のものも想定されます。

- ①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値または当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの
- ②当社株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ③当社に、当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの
- ④当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの
- ⑤買付けの条件等(対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等)が当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適當なもの
- ⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすもの

当社といたしましては、当社の企業価値および当社株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式の取得を目指す者およびそのグループ（買収者等）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および当社定款によって許容される範囲において、当社の企業価値および当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講ずることをその基本方針といたします。

(2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、大規模な当社株式の買付行為がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意思や計画もなく、一時的な収益向上を企図したものの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、取得目的、方法等取得条件が当社の企業価値に照らして不十分・不適切なものとして合理的な根拠をもって判断される場合は、株主皆様の共同の利益確保・向上に資するものとはいえないと考えます。

そこで、株主の皆様が適切な判断を行うためにも、十分な情報が提供され、新たに第三者機関として組織する特別委員会および当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案ならびに当社取締役会が大規模買付者との交渉を行うための期間を設けることを要請するルールと、そのルールが遵守されなかった場合の対抗措置を策定した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（買収防衛プラン）を導入すること、あわせて本プランに関する所要の定款変更および現行定款の授權資本を2,460万株から6,000万株に増加する定款変更議案ならびに本プランの導入に関する承認議案を平成19年6月28日開催予定の当社第48期定時株主総会に提出することを、平成19年4月27日開催の当社取締役会において出席した全取締役の賛成により決定しました。なお、本プランの導入を決定した当社取締役会には、社外監査役を含む全ての監査役が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件に、本プランに同意しております。

(3) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、本プランが経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものと考えておりません。

① 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記記載の通り、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものです。

② 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用される法令等および証券取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

③ 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案を本年6月28日開催の第48期定時株主総会に付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様意思を反映するものとなっております。

④ 当社取締役会による外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

⑤ 特別委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会および特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができます。これにより、特別委員会の勧告に係る判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

⑥ ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

⑦ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(注) 本事業報告の記載の金額、株式数および当該出資比率は、表示単位未満の端数を切り捨て、また割合および1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,976,386	流動負債	3,765,793
現金及び預金	2,464,649	支払手形及び買掛金	2,040,855
受取手形及び売掛金	4,988,541	短期借入金	430,000
有価証券	466,424	一年以内返済予定長期借入金	413,780
たな卸資産	2,876,067	未払法人税等	318,304
繰延税金資産	106,685	未払消費税等	88,639
その他	85,048	賞与引当金	123,720
貸倒引当金	△11,030	役員賞与引当金	24,300
		その他	326,193
固定資産	11,161,777	固定負債	1,414,917
有形固定資産	6,490,573	長期借入金	863,370
建物及び構築物	2,468,338	繰延税金負債	104,216
機械装置及び運搬具	1,531,594	退職給付引当金	218,642
土地	2,378,539	役員退職慰労引当金	217,468
建設仮勘定	20,024	その他	11,219
その他	92,077	負債合計	5,180,710
無形固定資産	70,604	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,600,599	株主資本	16,409,627
投資有価証券	4,233,000	資本金	3,617,642
繰延税金資産	13,511	資本剰余金	3,414,144
その他	363,233	利益剰余金	9,381,918
貸倒引当金	△9,145	自己株式	△4,077
繰延資産	22,419	評価・換算差額等	570,245
		その他有価証券評価差額金	570,245
資産合計	22,160,583	純資産合計	16,979,873
		負債及び純資産合計	22,160,583

連 結 損 益 計 算 書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		18,571,198
売 上 原 価		15,196,528
売 上 総 利 益		3,374,670
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,486,991
営 業 利 益		887,678
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,352	
受 取 配 当 金	42,358	
有 価 証 券 利 息	37,113	
受 入 賃 貸 料	23,603	
受 取 損 害 賠 償 金	32,130	
生 命 保 険 解 約 金	37,232	
そ の 他	84,615	261,406
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,659	
そ の 他	30,502	50,162
経 常 利 益		1,098,923
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	817	817
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,278	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	280	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	26,316	
会 員 権 評 価 損	10,868	
役 員 退 職 金	480	44,224
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,055,517
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	491,530	
法 人 税 等 調 整 額	80,736	572,267
当 期 純 利 益		483,249

連結株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高	3,617,642	3,414,140	9,188,671	△3,792	16,216,662
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）			△126,474		△126,474
剰余金の配当			△140,527		△140,527
役員賞与（注）			△23,000		△23,000
当期純利益			483,249		483,249
自己株式の取得				△340	△340
自己株式の処分		3		55	59
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	3	193,247	△285	192,965
平成19年3月31日 残高	3,617,642	3,414,144	9,381,918	△4,077	16,409,627

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高	643,634	643,634	16,860,297
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当（注）			△126,474
剰余金の配当			△140,527
役員賞与（注）			△23,000
当期純利益			483,249
自己株式の取得			△340
自己株式の処分			59
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△73,389	△73,389	△73,389
連結会計年度中の変動額合計	△73,389	△73,389	119,576
平成19年3月31日 残高	570,245	570,245	16,979,873

（注）平成18年6月の第47期定時株主総会における利益処分項目であります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 オークー食品株式会社
マルミフーズ株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 大連味思開生物技術有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

非連結子会社および関連会社については持分法を適用しておりません。

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 大連味思開生物技術有限公司
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

総平均法による原価法
ただし、マルミフーズ株式会社は個別法による原価法

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法
ただし当社の焼津工場の建物、機械および装置は定額法
なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法
- ロ. 無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 退職給付引当金
当社 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の額に基づき計上しております。
子会社 従業員の退職金給付に備えるため、自己都合による期末要支給額および中小企業退職金共済事業団からの給付見込額に基づき計上しております。
- ニ. 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えて、役員賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。
- ホ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく要支給額を計上しております。
- ④ 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑤ 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。
- (5) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。

2. 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、純資産の部の合計と同額であります。

(役員賞与に関する会計基準)

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

これにより、従来の方法と比較して営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ24,000千円減少しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

・担保に供している資産

建物	25,681千円
構築物	314千円
土地	74,996千円
合計	100,992千円

・担保付債務

一年内返済予定長期借入金	36,028千円
長期借入金	21,686千円
合計	57,714千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,387,227千円

(3) 偶発債務

関連会社の金融機関からの借入に対する債務保証

大連味思開生物技術有限公司	233,202千円
UMI ウェルネス株式会社	81,570千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	14,056,198	—	—	14,056,198
合計	14,056,198	—	—	14,056,198

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成18年6月27日開催の第47期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 126,474千円
- ・ 1株当たり配当額 9円
- ・ 基準日 平成18年3月31日
- ・ 効力発生日 平成18年6月28日

ロ. 平成18年11月17日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 140,527千円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 平成18年9月30日
- ・ 効力発生日 平成18年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

イ. 平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において次の通り付議いたします。

- ・ 配当金の総額 126,473千円
- ・ 1株当たり配当額 9円
- ・ 基準日 平成19年3月31日
- ・ 効力発生日 平成19年6月29日

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,208円31銭
- (2) 1株当たり当期純利益 34円39銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当項目はありません。

7. 表示単位の記載

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

焼津水産化学工業株式会社

取締役会 御中

芙蓉監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 安 良 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 隆 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及びの監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

該当事項はありません。

平成19年5月15日

焼津水産化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	石 黒 厚 士	Ⓢ
社外監査役	加 藤 啓 介	Ⓢ
社外監査役	田 中 浩	Ⓢ
社外監査役	澤 本 猪三雄	Ⓢ

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,296,631	流動負債	2,935,852
現金及び預金	2,177,271	買掛金	1,860,552
受取手形	550,614	一年以内返済予定長期借入金	276,028
売掛金	4,215,771	未払金	181,586
有価証券	466,424	未払法人税等	317,629
商製品	86,952	未払消費税等	78,733
製成品	1,130,431	未払費用	74,823
原材料	1,340,364	預り金	12,319
貯蔵品	16,529	賞与引当金	107,700
短期貸付金	160,000	役員賞与引当金	24,300
繰延税金資産	96,160	設備関係未払金	2,179
その他の流動資産	66,761	固定負債	983,902
貸倒引当金	△10,650	長期借入金	501,686
固定資産	10,628,515	退職給付引当金	188,481
有形固定資産	5,782,331	役員退職慰労引当金	217,468
建物	2,006,241	繰延税金負債	65,503
構築物	278,690	その他の固定負債	10,763
機械及び装置	1,475,394	負債合計	3,919,754
車両運搬具	7,634	(純資産の部)	
工具器具及び備品	83,672	株主資本	16,435,520
土地	1,920,723	資本金	3,617,642
建設仮勘定	9,975	資本剰余金	3,414,144
無形固定資産	66,899	資本準備金	3,414,133
工業所有権	1,743	その他資本剰余金	10
電話加入権	5,631	利益剰余金	9,407,811
水道施設利用権	720	利益準備金	348,182
ソフトウェア	58,804	その他利益剰余金	9,059,628
投資その他の資産	4,779,284	固定資産圧縮積立金	55,975
投資有価証券	3,625,042	別途積立金	8,400,000
関係会社株式	865,980	繰越利益剰余金	603,653
出資金	47,845	自己株式	△4,077
長期前払費用	17,807	評価・換算差額等	569,871
その他の投資等	231,755	その他有価証券評価差額金	569,871
貸倒引当金	△9,145	純資産合計	17,005,392
資産合計	20,925,147	負債及び純資産合計	20,925,147

損 益 計 算 書

（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		15,977,957
売 上 原 価		12,980,422
売 上 総 利 益		2,997,534
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,076,646
営 業 利 益		920,887
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,752	
受 取 配 当 金	41,724	
有 価 証 券 利 息	37,113	
受 入 賃 貸 料	35,217	
受 取 損 害 賠 償 金	32,130	
生 命 保 険 解 約 益	37,232	
雑 収 入	68,707	257,878
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,559	
手 形 売 却 損	540	
損 害 賠 償 金	12,361	
雑 損 失	9,880	30,343
経 常 利 益		1,148,422
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,278	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	280	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	26,306	
会 員 権 評 価 損	10,868	43,734
税 引 前 当 期 純 利 益		1,104,688
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	490,846	
法 人 税 等 調 整 額	78,481	569,328
当 期 純 利 益		535,360

株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から）
（平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金							
平成18年3月31日 残高	3,617,642	3,414,133	7	3,414,140	348,182	31,878	8,100,000	682,391	9,162,453
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立(注)							300,000	△300,000	-
剰余金の配当(注)								△126,474	△126,474
剰余金の配当								△140,527	△140,527
固定資産圧縮積立金の積立(注)						31,841		△31,841	-
固定資産圧縮積立金の取崩(注)						△3,241		3,241	-
固定資産圧縮積立金の取崩						△4,504		4,504	-
役員賞与金(注)								△23,000	△23,000
当期純利益								535,360	535,360
自己株式の取得									
自己株式の処分			3	3					-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	3	3	-	24,096	300,000	△78,738	245,358
平成19年3月31日 残高	3,617,642	3,414,133	10	3,414,144	348,182	55,975	8,400,000	603,653	9,407,811

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高	△3,792	16,190,443	643,715	643,715	16,834,159
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立(注)		-			-
剰余金の配当(注)		△126,474			△126,474
剰余金の配当		△140,527			△140,527
固定資産圧縮積立金の積立(注)		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩(注)		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
役員賞与金(注)		△23,000			△23,000
当期純利益		535,360			535,360
自己株式の取得	△340	△340			△340
自己株式の処分	55	59			59
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△73,843	△73,843	△73,843
事業年度中の変動額合計	△285	245,076	△73,843	△73,843	171,232
平成19年3月31日 残高	△4,077	16,435,520	569,871	569,871	17,005,392

(注)平成18年6月の第47期定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(i) 子会社株式

移動平均法による原価法

(ii) その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、焼津工場の建物、機械および装置は定額法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の額に基づき計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

2. 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、純資産の部の合計と同額であります。

(役員賞与に関する会計基準)

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

これにより、従来の方法と比較して営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ24,000千円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

・担保に供している資産

建物	25,681千円
構築物	314千円
土地	74,996千円
合計	100,992千円

・担保付債務

一年内返済予定長期借入金	36,028千円
長期借入金	21,686千円
合計	57,714千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,020,139千円

(3) 偶発債務

①関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

大連味思開生物技術有限公司	233,202千円
UMI ウェルネス株式会社	81,570千円
マルミフーズ株式会社	929,436千円

②その他

水産物取引買受支払保証	
マルミフーズ株式会社	5,257千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	4,967千円
② 短期金銭債務	81,588千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	111,542千円
仕入高	906,955千円
営業取引以外の取引高	12,975千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	3,428	262	50	3,640
合計	3,428	262	50	3,640

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	26,814千円
賞与引当金	43,467千円
退職給付引当金	76,071千円
役員退職慰労引当金	87,770千円
有価証券評価損	49,511千円
減損損失	255,654千円
その他	35,975千円
繰延税金資産小計	575,265千円
評価性引当額	△121,080千円
繰延税金資産合計	454,185千円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△37,879千円
その他有価証券評価差額金	△385,647千円
繰延税金負債計	△423,527千円
繰延税金資産の純額	30,657千円

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	96,160千円
固定負債－繰延税金負債	△65,503千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	13,834千円	12,352千円	1,482千円
工具器具備品	58,290千円	23,695千円	34,594千円
その他	10,908千円	4,871千円	6,036千円
合計	83,032千円	40,919千円	42,113千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	15,160千円
1年超	26,952千円
合計	42,113千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員および個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有者)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	有限会社シオメテクノプラン(注)	3,000	技術コンサルティング	—	1名	なし	工場建設管理コンサルタント	191	支払手数料	—

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有者)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	エルム食品株式会社	10,000	各種調味料の製造・加工及び販売	直接一 (100)	転籍 1名	当社製品の一部の製造並びに選別加工	営業取引	—	未収入金	3,041
							製造用資材の販売 選別加工賃等 賃借料	(36,219) 379,856 (416,076) 21,000	買掛金	48,218 — —

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) エルム食品株式会社に対し、当社の製造用資材を販売しておりますが、価格条件については市場価格、総原価を勘案して設定しており、その他の取引条件については他の取引先と同様の条件設定を行っております。
- (2) エルム食品株式会社の所有する冷凍倉庫を賃借しておりますが、賃借料につきましては近隣の取引実勢を参考に毎期見直しを行っております。
2. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. エルム食品株式会社は損益計算書上、製造用資材の販売とそれに見合う仕入は相殺しております。取引金額欄の()は相殺前の金額です。
4. エルム食品株式会社は、同意している者が所有している議決権の割合が100%であるため関連会社としております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,210円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円10銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 表示単位の記載

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

焼津水産化学工業株式会社

取締役会 御中

芙蓉監査法人

指 定 社 員 公認会計士 岩 崎 安 良 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 隆 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各営業所及び各工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を、内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他に於ける審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正におこなわれることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

該当事項はありません。

平成19年5月15日

焼津水産化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	石 黒 厚 士 ㊟
社外監査役	加 藤 啓 介 ㊟
社外監査役	田 中 浩 ㊟
社外監査役	澤 本 猪三雄 ㊟

以 上

メ 毛 欄

メ 毛 欄

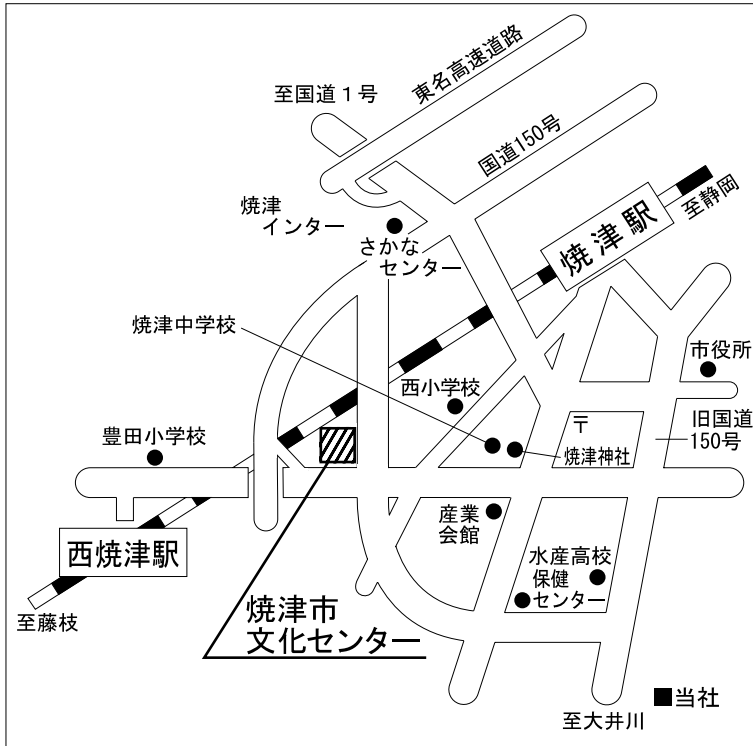
メ 毛 欄

メ 毛 欄

メ 毛 欄

第48期定時株主総会会場ご案内図

会場 静岡県焼津市三ヶ名1550番地
焼津市文化センター 1階小ホール
電話 054(627)3111



- 交通 ● JR東海焼津駅南口より1.5km、徒歩20分
● JR東海西焼津駅北口より2km、徒歩25分
● 東名高速道路焼津インターより3km

平成 19 年 6 月 14 日

各 位

住 所 静岡県焼津市小川新町 5-8-13
会 社 名 焼津水産化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂井 和男

「第 48 期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

平成 19 年 6 月 13 日付にて発送いたしました「第 48 期定時株主総会招集ご通知」の事業報告の内容に、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

訂正箇所には、下線 を付して表示しております。

【訂正内容】

7. 会社の支配に関する基本方針

(2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて(20 頁 下から 6 行目冒頭)

(訂正前) 6,000 万株に増加する定款変更議案ならびに

(訂正後) 5,000 万株に増加する定款変更議案ならびに

以 上